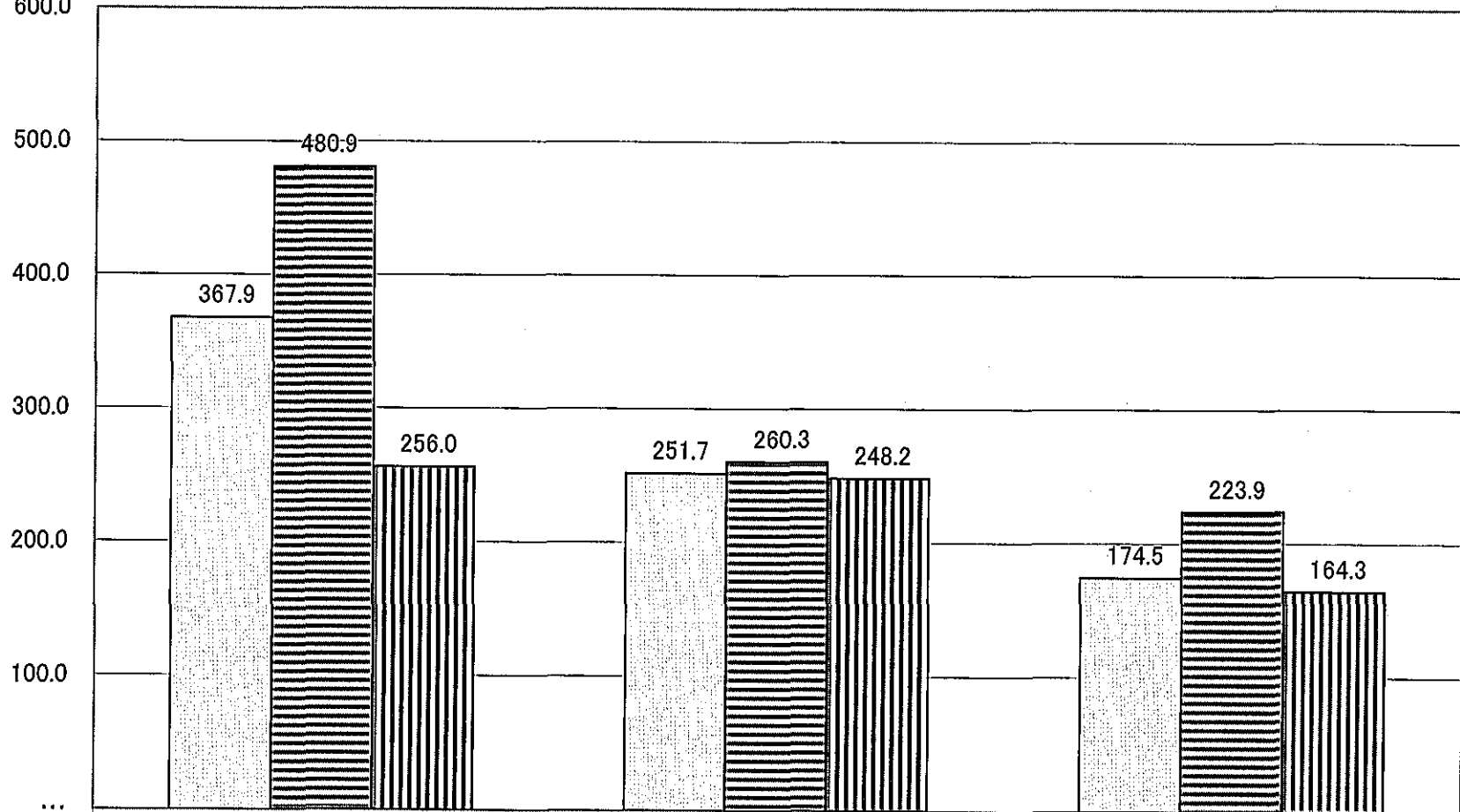


# 高齢単独世帯における収入の状況(有業を含む)

(万円) 600.0



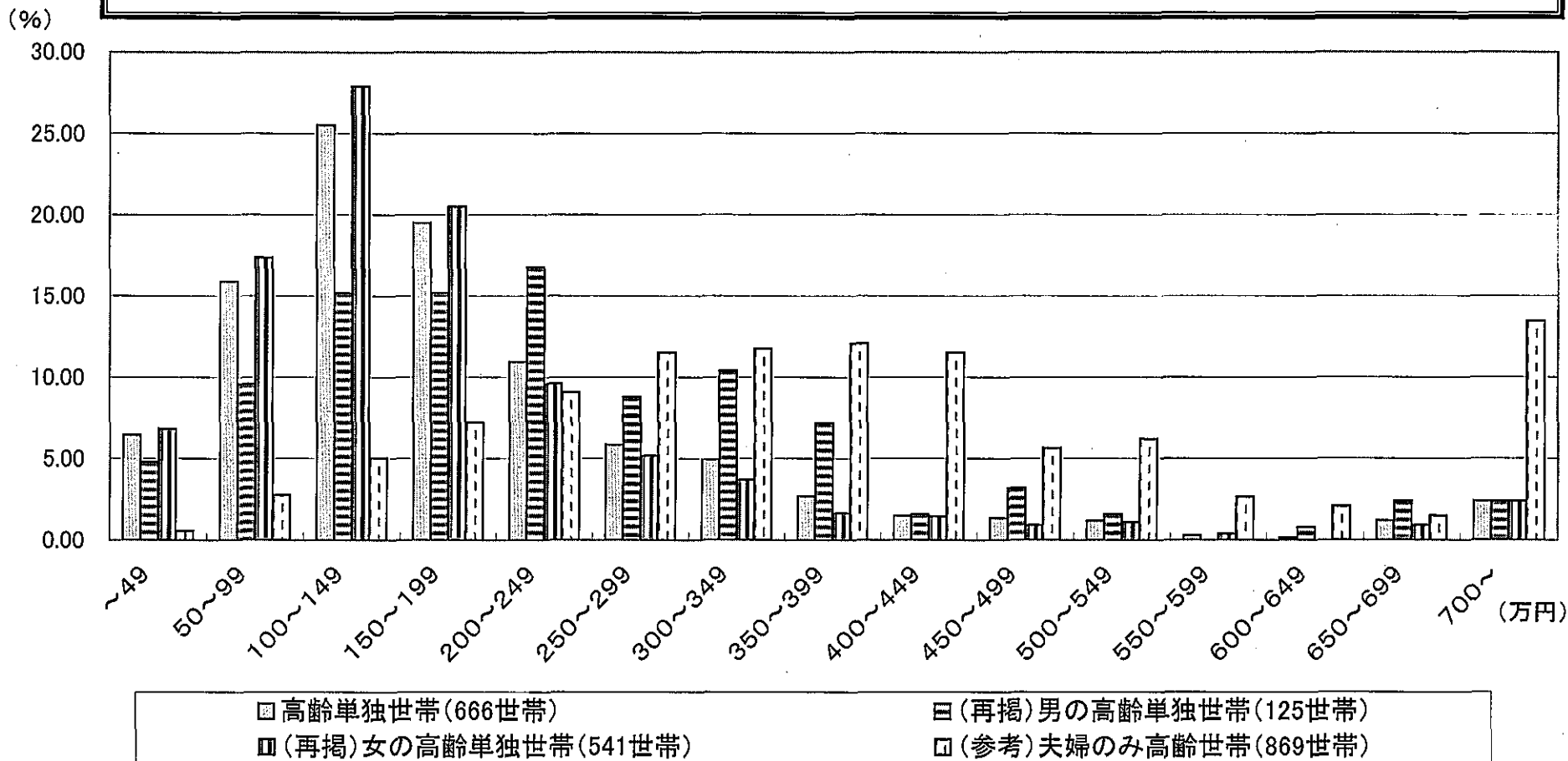
	50~59歳		60~69歳		70歳以上	
□ 単独世帯	367.9	(30.7)	251.7	(21.0)	174.5	(14.9)
▨ (再掲) 男の単独世帯	480.9	(40.1)	260.3	(21.7)	223.9	(19.4)
▩ (再掲) 女の単独世帯	256.0	(21.4)	248.2	(20.7)	164.3	(13.7)

※括弧内は月額換算

(出所) 平成12年国民生活基礎調査

## 高齢(65歳以上)単独世帯の収入分布(有業を含む)

- 高齢単独世帯の年収をみると、100万円台前半(月額換算約8~12万円台)を中心に分布している。
- そのうち、高齢男性の単独世帯をみると年収200万円台前半(月額換算約16~20万円台)、高齢女性の単独世帯では年収100万円台前半(月額換算約8~12万円台)を中心に分布している。  
(夫婦のみ世帯では、年収300万円台後半を中心に分布している。)



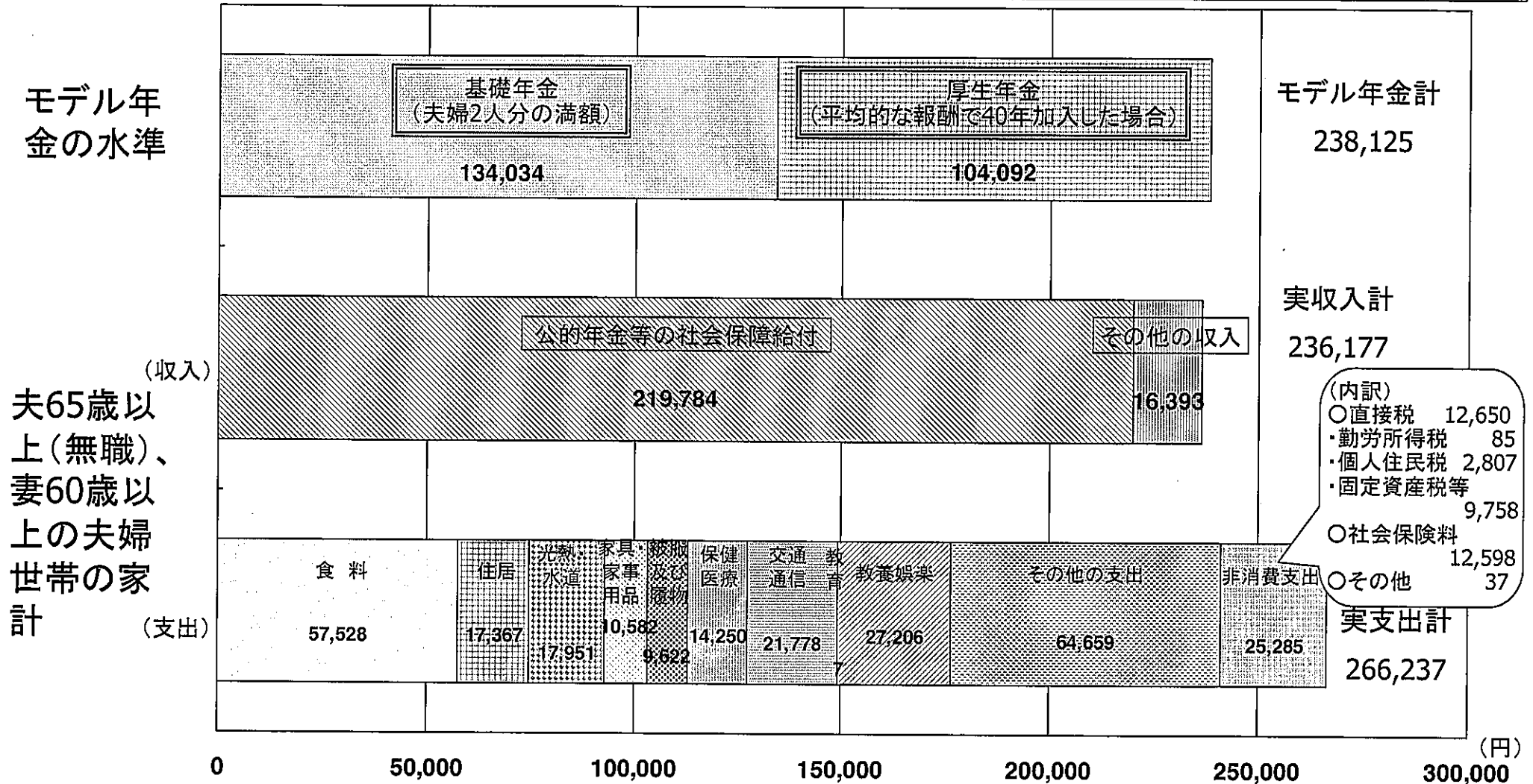
(注1) 夫婦のみ高齢世帯は、夫婦いずれか一方、もしくは双方が65歳以上である世帯。  
 (注2) 縦軸の%は、各世帯構造別の総集計世帯数に対する当該収入階級に属する世帯数の割合を表す。  
 (注3) 凡例欄中の括弧内の数字は総集計世帯数。

(出所)平成12年国民生活基礎調査

# モデル年金受給世帯における非消費支出の試算に関する資料

## 1-3 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準(Ⅱ)

無職の高齢者夫婦の世帯の家計は、平均的にみると、厚生年金のモデル年金の水準にほぼ匹敵する社会保障給付を主な収入として営まれている。



(注)この資料では、年間を通じた月単位の収入と支出を比較するため、家計調査のデータを用いた。なお、家計調査を用いた高齢者世帯の家計分析に関しては、サンプル数が少ないなどの制約がある。  
 (資料)平成13年家計調査年報(総務省統計局)

## モデル年金受給世帯における非消費支出の試算(その1)

### <前提>

夫、妻ともに65歳以上で、夫は月額17.11万円(基礎年金6.70万円+厚生年金10.41万円)、妻は月額6.70万円(基礎年金)の年金を受給(世帯合計月額23.81万円。年額では285.75万円)。年金以外の所得はないものとする。

### 1. 社会保険料

○国民健康保険の保険料(税)(月額) 約0.47万円(\*1)

○介護保険の保険料(月額) 約0.44万円(\*2)

(\*1)平成11年度国民健康保険実態調査報告による11年度の平均額を基に試算。

(\*2)所得段階で第2段階(市町村民税世帯非課税)に該当するものとし、2900円(平成12年度の第1号保険料全国平均約2900円)×0.75×2人分で計算。

### 2. 直接税

○所得税 非課税 (参考)課税最低限:354.3万円(夫婦(老人配偶者あり))

○住民税 非課税 (参考)課税最低限:[所得割]322.7万円(夫婦(老人配偶者あり))  
[均等割]266.6万円(夫婦(老人配偶者あり))

○非消費支出合計:約0.9万円

○現役世帯可処分所得額に対するモデル年金手取り額の割合:

約57.1% ←  $(23.8 - 0.9) / 40.1 = 57.1$

## モデル年金受給世帯における非消費支出の試算（その2）

### 【試算方法】

- 片働き世帯のモデル年金月額（平成11年財政再計算）は238,125円。
- 現役時代の男子労働者の推定平均標準報酬月額（平成11年時点）は、367,000円。（手取り年収は、400,760円。）
- 「平成13年家計調査年報」では、夫65歳以上（無職）、妻60歳以上の夫婦世帯の家計（実収入236,177円、実支出266,237円、うち非消費支出25,285円、7月2日年金部会資料2-2の1-3）について、可処分所得割合は89.3%（25,285円/236,177円=10.7%）。
- この可処分所得割合をモデル年金世帯に適用すると、**非消費支出は、25,479円**（ $=238,125 \times 10.7\%$ ）。このとき、**手取り年金月額は212,646円**。
- 所得代替率=手取り年金月額/現役の手取り年収= $212,646 \text{円} / 400,760 \text{円} = \underline{\underline{53.1\%}}$ 。

※ 試算（その1）では、年金以外の所得がなく課税対象となる資産も有していないという前提（=所得税、個人住民税、固定資産税等が非課税）で試算しているが、試算（その2）では、平成13年家計調査年報に見られる平均的な高齢者世帯の姿で、非消費支出額を試算。

# 積立金規模の将来予測（平成11年財政再計算）

## 厚生年金の財政見通し

### 平成11年財政再計算(国庫負担割合1/3)

年度	保険料率 対給報酬 (標準報酬換算)		収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合
			保険料収入	運用収入						
平成(西暦)	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	-	17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
13(2001)	-	17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
14(2002)	-	17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
15(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
16(2004)	15.50	(19.85)	38.2	26.7	6.6	35.2	3.0	190.2	173.8	5.3
17(2005)	15.50	(19.85)	41.6	29.5	7.1	37.1	4.5	194.8	175.4	5.1
22(2010)	17.42	(22.35)	50.8	36.4	8.1	47.7	3.1	209.2	168.2	4.3
27(2015)	19.35	(24.85)	60.7	44.7	8.4	57.9	2.7	216.3	155.2	3.7
32(2020)	21.27	(27.35)	71.9	54.4	9.0	65.0	6.9	234.2	149.9	3.5
37(2025)	21.6	(27.8)	80.6	60.9	10.6	71.2	9.5	275.1	157.2	3.7
42(2030)	21.6	(27.8)	88.7	66.1	12.6	78.5	10.2	327.1	165.2	4.0
52(2040)	21.6	(27.8)	103.6	75.2	15.5	101.7	1.9	396.9	156.6	3.9
62(2050)	21.6	(27.8)	118.6	87.7	15.1	121.8	-3.2	383.7	118.2	3.2
72(2060)	21.6	(27.8)	137.8	105.3	14.9	134.9	3.0	382.3	92.0	2.8

(注1)保険料率は5年間据置き、平成16(2004)年10月に19.85%とする。  
以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準報酬ベース)  
国庫負担割合は1/3としている。

(注2)賃金上昇率 2.5%  
物価上昇率 1.5%  
運用利回り 4.0%  
年金改定率(新規裁定者分、年当たり)  
2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

平成11年財政再計算(国庫負担割合1/2の場合)

年度	保険料率		収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合
	対総報酬 %	(標準報酬換算) %	保険料収入 兆円	運用収入 兆円	兆円					
平成(西暦)	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	-	17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
13(2001)	-	17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
14(2002)	-	17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
15(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
16(2004)	14.58	(18.65)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1	5.3
17(2005)	14.58	(18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9	5.1
22(2010)	16.35	(20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0	4.4
27(2015)	18.12	(23.25)	61.5	41.9	8.7	57.9	3.6	224.0	160.6	3.8
32(2020)	19.8	(25.4)	72.5	50.6	9.5	65.0	7.5	246.4	157.7	3.7
37(2025)	19.8	(25.4)	80.3	55.7	11.2	71.2	9.2	289.1	165.2	3.9
42(2030)	19.8	(25.4)	88.3	60.5	13.1	78.5	9.9	339.4	171.4	4.2
52(2040)	19.8	(25.4)	104.0	68.8	16.0	101.7	2.3	408.7	161.2	4.0
62(2050)	19.8	(25.4)	119.8	80.3	15.9	121.8	-2.0	404.4	124.6	3.3
72(2060)	19.8	(25.4)	138.9	96.4	16.2	134.9	4.0	414.5	99.8	3.0

(注1) 保険料率は5年間据置き、平成16(2004)年10月に18.65%とする。  
以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準報酬ベース)  
国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1/2とする。

(注2) 賃金上昇率 2.5%  
物価上昇率 1.5%  
運用利回り 4.0%  
年金改定率(新規裁定者分、年当たり)  
2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

# 国民年金の財政見通し

## 平成11年財政再計算(国庫負担割合1/3)

年度	保険料月額 (11年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合	
		円	兆円	兆円						兆円
平成(西暦)		円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
12(2000)	13,300		3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
13(2001)	13,287		3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
14(2002)	13,090		3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
15(2003)	12,897		3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
16(2004)	12,706		4.0	1.9	0.4	4.0	0.0	12.6	11.5	3.1
17(2005)	13,200		4.3	2.1	0.5	4.3	0.0	12.6	11.4	3.0
22(2010)	17,200		5.5	2.8	0.5	5.3	0.2	13.3	10.7	2.5
27(2015)	21,200		6.9	3.7	0.6	6.5	0.4	14.9	10.7	2.2
32(2020)	25,200		8.6	4.8	0.7	7.5	1.0	18.4	11.8	2.3
37(2025)	25,200		9.7	5.3	0.9	8.5	1.2	23.8	13.6	2.6
42(2030)	25,200		11.0	5.9	1.1	9.7	1.3	29.7	15.0	2.9
52(2040)	25,200		13.3	6.5	1.5	12.7	0.5	38.3	15.1	3.0
62(2050)	25,200		15.2	7.4	1.6	15.1	0.2	39.8	12.3	2.6
72(2060)	25,200		17.7	8.9	1.7	17.0	0.7	42.6	10.3	2.5

(注1)保険料は5年間据置き、平成17(2005)年4月に13,200円(平成11(1999)年度価格)とする。  
以降は毎年度に800円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げるものとしている。  
国庫負担割合は1/3としている。

(注2)物価上昇率 1.5%  
運用利回り 4.0%  
年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。



平成11年財政再計算(国庫負担割合1/2の場合)

年度	保険料月額 (11年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
13(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
14(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
15(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
16(2004)	12,706	4.1	1.7	0.4	4.1	0.0	12.6	11.6	3.1
17(2005)	10,000	4.4	1.6	0.5	4.3	0.1	12.8	11.5	2.9
22(2010)	13,000	5.7	2.1	0.5	5.4	0.3	13.9	11.2	2.5
27(2015)	16,000	7.1	2.8	0.6	6.6	0.5	15.9	11.4	2.3
32(2020)	18,500	8.6	3.5	0.7	7.7	0.9	19.3	12.4	2.4
37(2025)	18,500	9.8	3.9	0.9	8.8	1.0	23.8	13.6	2.6
42(2030)	18,500	11.1	4.3	1.1	10.0	1.1	28.8	14.5	2.8
52(2040)	18,500	13.7	4.8	1.4	13.1	0.6	36.5	14.4	2.7
62(2050)	18,500	15.9	5.4	1.5	15.6	0.3	39.4	12.1	2.5
72(2060)	18,500	18.4	6.5	1.7	17.6	0.8	43.8	10.5	2.4

(注1) 保険料は5年間据置き、平成16(2004)年度の国庫負担割合引上げ時に3,000円(平成11(1999)年度価格)引き下げ、平成17(2005)年4月に10,000円(平成11(1999)年度価格)とする。以降は毎年度に600円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げるものとしている。国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1/2としている。

(注2) 物価上昇率 1.5 %  
 運用利回り 4.0 %  
 年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5 % (ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。